

石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の水産加工業者に対し、加工原料価格の高騰に係る経費について、予算の範囲内において、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「水産加工業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる者であって、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる小分類092水産食料品製造業に属するもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が水産加工業の振興を図る事業者として適当と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、水産加工原材料（水産加工品の製造に必要な魚介類等の主原料及び調味料等の副材料並びに製品を包装する資材等をいう。以下同じ。）の仕入れに要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和7年4月1日を含む事業年度における水産加工原材料の仕入れに要した経費の額から当該事業年度の前事業年度における水産加工原材料の仕入れに要した経費の額を差し引いた額から、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「みやぎ産業振興機構」という。）が定める水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業支援金交付要綱（令和8年5月15日施行。以下「機構要綱」という。）に基づいて交付を受けた水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業支援金（以下「支援金」という。）の額を差し引いて得た額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、機構要綱第6条第1項の規定による支援金の交付の決定を受けた者であって、市内に本社を有する水産加工業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年石巻市規則第37号）第2条第2号に規定する市税に未納（次条の規定による補助金の交付の申請をした日以後に納期が到来するものを除く。以下同じ。）がある場合
- (2) 暴力団（石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である場合

2 市長は、暴力団又は暴力団員等に関する事項について、必要と認めるときは、県を通

じて宮城県警察本部長に対し、照会することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 機構要綱第5条の規定によりみやぎ産業振興機構に提出した支援金交付申請書及びその添付書類の写し
- (2) 機構要綱第6条第1項の規定による支援金の交付決定通知書の写し
- (3) 市税完納証明書（全ての市税について未納がないことを証明したもの）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別紙1）及び役員等名簿（様式第1号別紙2）
- (5) 物価高騰対策緊急経営支援事業に係る申告書（様式第1号別紙3）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の申請者につき1回に限り行うことができる。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、石巻市水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。